

岩手県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院岩手県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者（以下「職務代理者」という。）を次のとおり選任した。

平成25年7月4日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

選挙長		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
盛岡市神明町10番15号	八木橋 伸之	盛岡市上ノ橋町5番17号県公舎201号	五月女 有良